

函館市地域公共交通協議会 令和 6 年度 事業計画（案）

本協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。）および道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、公共交通に関する各種協議を行うとともに、A I デマンド交通実証運行（詳細下記）について取り組む。

○ A I デマンド交通実証運行（西部地区）

1. 目 的

「函館市地域公共交通計画」（令和 6 年 1 月策定）の施策の一環として、市内の中で公共交通の利便性の低い地域において、現在の公共交通を補完し、またはこれと置き換わる効率の良い新しい公共交通を模索する試みとして、「A I デマンド交通」の導入に向け、期間・地域を限定した実証運行を実施し、以下について実証する。

- (1) 予約制の相乗り運行となる「A I デマンド交通」が導入地区における移動を便利にするものとして、その仕組みが住民等から受け入れられることの確認
- (2) 将来的な本格運行に向け、適正な運行内容および車両台数等の検証
- (3) 利用者アンケートによる運行内容の改善に向けた意見の収集

2. 実施時期 令和 6 年 11 月～令和 7 年 2 月の日中時間帯

3. 実施内容

公立はこだて未来大学発のベンチャー企業であり、既に市内で運行実績を有していることから、(株)未来シェア製の A I デマンド配車システム「S A V S」を活用し、市内タクシー事業者の有する営業車両 2～4 台程度による運行を行う。

4. 利用料金 有料（1 乗車につき 3 0 0 円程度を想定）

5. 運行区域 函館山麓地域（入舟町，船見町，弥生町，弁天町，大町，末広町，元町，青柳町，谷地頭町，住吉町，宝来町 乗降地点両方が運行区域内にある場合に限る）

6. その他
- ・ タクシー事業者の選定にあたっては，市内の法人タクシー事業者 15 社を対象とし，公募する。
 - ・ 利用者が希望する任意の地点（ただし，各種法令により停車が禁止されている地点や，運転手が危険と判断した地点等を除く。）で乗降できる「ドア・ツー・ドア」方式を想定し，ミーティングポイント（指定乗降地点）は設けないこととする。